

都市計画区域マスタープラン等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や高齢化の加速など都市を取り巻く社会情勢の変化や都市計画法の趣旨を踏まえ、持続可能な新たなまちづくりを推進するため、今後の都市計画の基本的な考え方を示す「集約型都市構造の実現に向けたまちづくり基本方針」（以下「基本方針」という。）及び「都市計画区域マスタープラン」の見直しに向けて、線引き廃止に関する総合的な評価を行うとともに、専門的な見地から幅広く検討を行うことを目的に、都市計画区域マスタープラン等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会では、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 基本方針に関する事項
- (2) 都市計画区域マスタープランに関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(専門委員)

第4条 委員会に、専門の事項を調査検討するための専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、知事が任命又は委嘱する。

(委員長等)

第5条 委員会には、委員の互選によって委員長をおくものとし、委員長の指名によって副委員長を1名おくことができる。

- 2 委員長は委員会を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。ただし、最初開催される会議は知事が招集する。

- 2 専門委員に支障があるときは、当該専門委員が委任する者が会議に出席することができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会長が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- 一 香川県情報公開条例(平成12年条例54号)第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - 二 公開することにより、公正かつ円滑な検討が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
- 2 前項の規定により会議を公開する場合において、議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講じることができる。

(事務局)

第8条 委員会事務局は、香川県土木部都市計画課が行う。

- 2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月26日から施行する。

都市計画区域マスタープラン等検討委員会 委員名簿

1. 委員

(敬称略:50音順)

委員の区分	氏 名	職 名	備考
学識経験を 有する者	秋山 ともえ	香川県商工会議所女性会連合会副会長	
	紀伊 雅敦	大阪大学大学院工学研究科教授	
	國村 一郎	香川経済同友会専務理事兼事務局長	
	近藤 弥	香川県農業会議事務局長	
	鈴木 達也	香川大学創造工学部准教授	
	常川 真由美	環境省四国環境パートナーシップオフィス所長	
	村上 良枝	香川県建築士会理事	

2. 専門委員

香川県	尾崎 英司	香川県政策部長	
	秋山 浩章	香川県環境森林部長	
	寺嶋 賢治	香川県商工労働部長	
	桑原 仁	香川県農政水産部長	
	生田 幸治	香川県土木部長	
市町	三宅 秀造	高松市都市整備局長	
	石川 英司	観音寺市建設部長	香川県市長会会長 を選出している市
	大利 哲也	宇多津町地域整備課長	香川県町村会会長 を選出している町

審議会等の会議の公開に関する指針

平成 10 年 3 月 30 日策定

平成 12 年 10 月 1 日改正

平成 14 年 4 月 1 日改正

平成 16 年 4 月 1 日改正

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、県民に対しその審議状況を明らかにし、もって県政への県民の参加をより一層推進し、県政に対する県民の理解を深めることを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、県民、学識経験者等で構成され、法令、条例又は要綱等の定めるところにより、県の事務について審議、審査、調査等を行うために知事の下に設置された機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 審議会等の会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

イ 当該会議において、香川県情報公開条例（平成 12 年条例第 54 号）第 7 条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

ロ 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

4 公開、非公開の決定

審議会等の会議を公開するかどうかは、公開基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。

5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(2) 審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録の公表に努めるものとする。

6 会議開催の周知

公開で行う会議開催の周知は、報道機関への資料提供、県民室及び県民センターでの情報提供等の方法により行うものとする。

7 その他

(1) 審議会等の概要に関する資料を作成し、県民室及び県民センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。

(2) この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

8 適用期日

この指針は、平成 10 年 5 月 1 日以降に開催される審議会等の会議に適用する。

香川県情報公開条例（抜粋）

（行政文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 公務員等（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び出資法人（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人であるものを除く。）のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）
 - エ 公益上公にすることが必要である情報として実施機関が定める情報であって、公にしたとしても個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの
- (2) 法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人及び出資法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は出資法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 県の機関の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。
- (7) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

都市計画区域マスタープラン等検討委員会傍聴要領(案)

(目的)

第1条 この要領は、都市計画区域マスタープラン等検討委員会（以下「委員会」という。）を公開する場合において、当該委員会の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

(傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で委員会を傍聴しようとする者は、委員会の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で委員会を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、委員長が、特に必要があると認めたときは、委員会の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、委員長の指示に従い、委員会の会場に入場しなければならない。

(傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、委員会の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。
- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 委員長の許可なく、委員会の模様を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 規程第5条第1項ただし書に基づき、委員会が非公開とされた場合には、委員長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、委員長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。